| | | |
|---|---|---|
| | | ロ　イに規定するもの以外のものにあっては、その最も一般的な名称をもって表示する。 |
| | | 二　［略］ |
| | | イ　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮還元）」又は「トマトジュース（濃縮還元）」と表示する。 |
| | | ロ　［略］ |
| | | ［号の細分を削る。］ |
| | | ［号を削る。］ |
| ［略］ | 農産物漬物 | ［略］ |
| | 原材料名 | 使用した原材料を、次の一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。<br>一　漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | る場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 |
| | | ヘ　イからホまでに規定するもの以外のものにあっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。 |
| | | 二　［同上］ |
| | | イ　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。 |
| | | ロ　［同上］ |
| | | ハ　トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、一のロからヘまでの規定に従い表示する。 |
| | | 三　トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 |
| | | イ　トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。 |
| | | ロ　トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、一のロからヘまでの規定に従い表示する。 |
| ［同上］ | 農産物漬物 | ［同上］ |
| | 原材料名 | 使用した原材料を、次の一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。<br>一　漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。ただし、漬けた原材料が五種類（内容重量が三百グラム以下のものにあっては、四種類）以上のものにあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に四種類（内容重量が三百グラム以下のものにあっては、三種類）以上を表示し、その他の原材料を「その他」と表示することができる。 |